

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、豊橋市自転車ヘルメット購入補助金の交付要綱について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、自転車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）を豊橋市の区域内（以下「市内」という。）の事業協力店で購入しようとする者に対し、購入費用の一部を補助することにより、ヘルメット着用の推進を図り、交通事故被害の軽減に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ヘルメット 自転車に乗車する際に着用するヘルメットであつて、次に掲げるもののうち、いずれかの認証を受けたものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ その他これらに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので市長が認めるもの
- (2) 事業協力店 愛知県自転車モーター商協同組合豊橋・田原支部（以下「組合」という。）に加盟する市内の自転車店又は市内で自転車の小売及び点検を業とする者であつて、市と豊橋市自転車ヘルメット購入補助金事業に関する協定を締結しており、補助対象者がヘルメットを購入しようとする際に、補助額を控除した金額を支払い、購入できる店舗をいう。
- (3) 特定取引 割引券が対価の弁済手段として使用されるヘルメットの購入をいう。
- (4) 割引券 豊橋市自転車ヘルメット購入割引券委任状をいう。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は市内に在住、在学の者で、事業協力店においてヘルメットを購入する者をいう。

(補助金額)

第5条 補助額は、ヘルメットの販売金額の2分の1以内の額とし、2,000円を限度とする。また、販売金額に10円未満の端数が生じたときは当該端数を切り捨てるものとする。但し、補助金の交付を受けられるのは一人につき1個とし、補助を受けた者は再び補助を受けることができない。

(割引券の使用範囲等)

第6条 割引券は、第4条に規定する補助対象者と事業協力店との間における特定取引においてのみ使用することができる。ただし、他の補助との併用はできないものとする。

2 割引券の使用期限は、市長が別に定める日までとする。

(割引券によるヘルメットの購入)

第7条 補助対象者は、事業協力店において割引券を提出し、補助対象者の身分証明書を提示して、補助金額を差し引いた金額でヘルメットを購入するものとする。

2 前項の場合において、補助対象者は、事業協力店に対し、補助金の交付申請、請求及び受領の権限を委任するものとする。

(交付申請)

第8条 事業協力店は補助金の交付を受けようとするときは、豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて当月分を翌月末日までに市長に申請するものとする。ただし、組合に加盟する事業協力店にあっては、組合がとりまとめ交付申請を行うものとする。

(1) 補助対象者より提出を受けた割引券

(2) 前号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 事業協力店は、補助金請求書(第3号様式)により補助金を請求し、その交付を受けるものとする。ただし、組合に加盟する事業協力店にあっては、組合がとりまとめ請求を行うものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第11条 市長は、補助対象者又は事業協力店が次の各号に該当するときは、補助を取り消すことができる。

(1) 申請の内容に虚偽の事実が判明したとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 前各号のほか、不適切な行為が判明したとき

2 前項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合、既に補助金を受領しているときは、市長の指示するところにより、取り消された補助の額を返還しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。